

長崎市新市立病院整備運営事業

要求水準書

平成21年12月1日

長崎市

第 2 細則

2 施設整備業務

付属資料

諸室共通事項及び諸室リスト
諸室概要シート 凡例

(1) 諸室共通事項及び諸室リスト・諸室概要シート 凡例

ア 位置づけ

諸室の配置計画に当たっては、諸室リスト及び諸室概要シートに従った上で、事業者がより効率的な運営・維持管理の考え方などを検討し提案すること。事業者による設計段階で、諸室に係る性能、機能等については病院の要望を聞き取り、双方に誤解が生じないように協議・調整の上、施設整備を進めること。

なお、病院施設として一般的に必要な性能・設備等については記載されていなくとも性能・設備等を満たすこと。

イ 諸室リストと諸室概要シートの見方

諸室リストの右端にある「シート種別」の欄に、1、2、3等の数字が記載されているものは各部門（「a 外来部門」～「t 利便施設部門」）の諸室概要シートを参照し、A、B、C等の英字が記載されているものは、「* 共通要件」のシートのタイプ番号（タイプA～タイプF）を示している。

ウ 凡例

項目	用語	内容
面積	m ² 程度	面積だけを記載している室は、±10%以内は可能とする。
	適宜	長崎市新市立病院基本運営計画(案)(参考資料18)を参考に最適と考える面積を提案すること
		諸室シートのない室(サービス・供給部門:サービス、エネルギー等)については、要求水準書等を参考に、最適と考える面積等を提案すること。
扉	開き扉	鋼製軽量と鋼製などの使い分けをはじめ、仕様は提案によることとし、諸室の機能に従って適宜対応すること。
	引き戸	患者が利用すると思われる部屋は原則として引き戸とし、ストレッチャー及び車椅子が入れる幅を確保した鋼製軽量・ハンガー式とする また患者利用以外の扉でも特に機能上引き戸が望ましい箇所は適宜対応すること。
	自動扉	仕様は提案によることとし、諸室の機能に従って適宜対応すること。 自動扉は、原則として引き戸とすること。
空調設備	個別空調	24時間連続、または随意に使用する等使用時間帯が他と異なる、機器発熱が有り中間期・冬期においても冷房運転が必要等熱負荷の性状が他と異なる、冷房・暖房運転の切替を単独で行う室は個別空調とする。
業務区分		流し台、棚等の設置の旨の記述のあるものは、全て造り付け家具等として施設整備業務に含むこと。 また、業務区分表の施設整備業務に含まれるものは全て設置すること。

エ 共通事項

(ア) 防音性能

特記なき限り、下記に示す各室は、それぞれに示す防音性能を満たすこと。

部門名	室名	防音性能
各部門	診察室	室内の会話が外部に漏れないような防音とすること。 測定機器等による数値的な防音性能指定がある場合はこれによること。
	説明室	
	多目的相談室	
	処置室	
	カンファレンス室	
	検査諸室 休憩室	
リハビリ部門	言語療法室	室内の会話が外部に漏れないような防音とすること。
	動作分析評価室	
管理部門	大会議室・小会議室	会議室として一般的な防音及び吸音性能とすること。
	応接室	
	研修室	

部門名	室名	防音性能
	電話交換室(防災センターを含む)	電話交換室としての一般的な防音及び吸音性能とすること。
各部門	各種機械室等	他室に影響のない防音措置、及び振動防止措置を施すこと。

(イ) 天井高さ

下記の各室は、それぞれに示す天井高さの要件を満たすこと。

部門名	室名	天井高さ
救急部門	初療室	3m以上。
手術部門	手術室	3m以上。
患者が利用する診療諸室	患者が利用する診療諸室・病室等	原則として2.5m以上とすること。
診療機器が入る部屋	放射線・ICU等	機器設置・保守点検・更新が可能な天井高を確保すること。
廊下		原則として2.3m以上とすること。

(ウ) 光熱水費計量箇所

下記の各室は、光熱水費が計測できるようにすること。

部門名	機能区分	室名等	種類
管理部門	共通	3ヶ所程度水及び電気使用量を計量する箇所がある予定。 詳細は基本設計時に病院と打ち合わせる。	
各部門	共通	-	水使用量、電気使用量
サービス・供給部門	サービス	厨房	水使用量、電気使用量、ガス使用量
		売店	水使用量、電気使用量
		喫茶	水使用量、電気使用量、ガス使用量
		理容	水使用量、電気使用量
		自動販売機	水使用量、電気使用量
		コインランドリー	水使用量、電気使用量
		院内保育所	水使用量、電気使用量
	エネルギー	冷却塔	冷却塔補給水量

(I) その他

- a 廊下、階段、昇降機のスペースなどの共用部分については、計画の考え方によりその必要面積、数等に変化が生じるため、事業者の適切な判断により計画を進めること。
- b 階段及び廊下の手すり、トイレ及び浴室の補助手すり、カーテンレール、カーテンボックス、ストレッチャーガード、コーナーガード、トイレにおけるペーパータオル又はエアータオル等、事業の施設整備に当たって当然に備えるべき設備については適切に計画すること。
- c 事業者が使用する休憩室、更衣室等は適宜整備すること。
- d 流し台は診療で使用するものについては作り付け、その他は既製品とする。
- e 洗面化粧台は自動水栓(湯水混合)、鏡及び収納棚付とし、患者が使用する箇所については原則車椅子の利用できる仕様とすること。
- f 各カウンターの仕様は、車いす等の障害者や高齢者の患者を考慮すること。